

トヨタ車体従業員(トヨタ車体健康保険組合員)の方へ

医療費の給付金の支払方法・支払日を変更します

毎月の給与と一緒に支払っていた医療費の給付金(高額療養費・付加給付金)を、
2020年5月29日より直接健保組合より支払対象者個人の給与振込口座に払込みます。

	現状	今後
支払方法	トヨタ車体経由で 給与と一緒に振込み	健康保険組合より 給与振込口座へ直接振込み
支払日	毎月20日の給与支払日 (例：3月受診→6月20日支払い)	<u>原則として毎月最終稼働日</u> (例： <u>3月受診→5月29日支払い</u>)

- ・支払内容は、ご自宅に郵送される「保険給付金支給決定通知書」をご確認ください。
- ・今後は20日間早い振込みとなります。

【お問合せ先】

トヨタ車体健康保険組合 第2G

担当：村上(むらかみ)

内線：81-2755 外線：0566-36-3927

以上